

平成 23 年 11 月 16 日

資 料

(昨年度の大綱において検討課題とされていた項目等)

平成 23 年度税制改正大綱において検討課題とされている項目（国税関係）

平成 24 年度に検討

- 山林に関する相続税・贈与税
- 中小企業者に対する法人税率の特例及び中小企業者に適用される租税特別措置の適用範囲の見直し
- 原料用石油製品等に係る免税・還付措置
- 適格退職年金制度の廃止に向けた取組み
- 車体課税

平成 24 年度以降に検討

- 配偶者控除
- たばこ税

社会保障・税番号制度の具体化を踏まえ検討

- 税務分野における対応

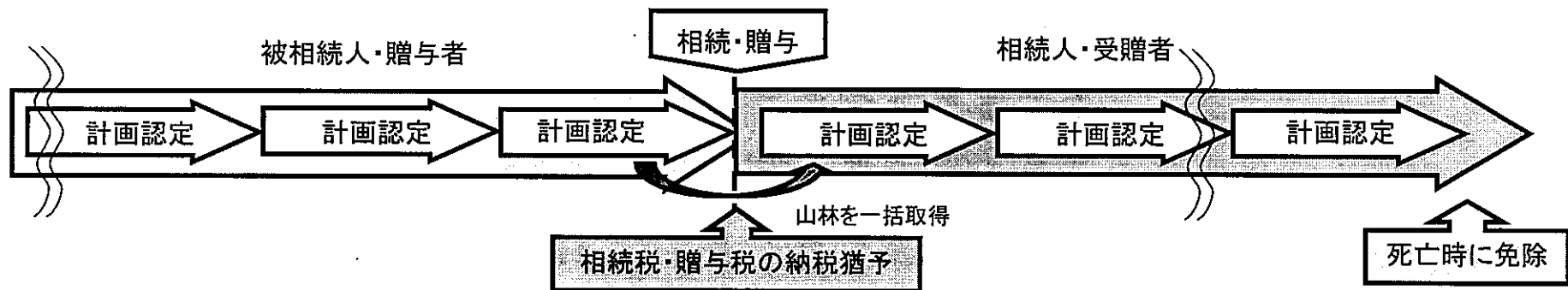
山林相続税・贈与税の納税猶予制度の創設

23年度税制改正大綱(検討事項)

山林に関する相続税・贈与税については、減税の効果・減収額や相続税・贈与税が林業経営に及ぼす影響等をまず精査した上で、課税の公平にも留意しつつ、林業家の現状や森林法の改正内容を踏まえ、森林施業の集約化や路網整備の徹底といった政策目的の達成が的確になされる税制上の支援措置について、納税猶予制度を中心に検討し、平成24年度税制改正において必要な見直しを行います。

農水省要望の概要

- 森林法に基づき森林施業の集約化・路網整備の目標を記載した森林経営計画の認定を受けた森林所有者を対象に、山林(林地・立木)に係る相続税・贈与税の全額の納税を猶予。



留意点

納税猶予制度は、猶予期間を通じ一定の政策目的が達成されていることが前提

- ① 「森林施業の集約化や路網整備の徹底等」という政策目的の実現を担保する執行体制を整える必要。
- ② 政策目的との関係で、天然林の取扱いをどう考えるか。
- ③ 納税猶予制度は対象財産の継続的保有が前提となるが、伐採・売却を前提としている立木の取扱いをどう考えるか。
- ④ 相続税の全額を納税猶予するとの要望について、他の納税猶予制度※や一般納税者との公平の観点からどう考えるか。

※ 非上場株式はその価格の80%が、農地は農業投資価格(農地本来の価格)を超える部分が納税猶予される。

原料用石油製品等に係る免税・還付措置の恒久化・本則化

23年度税制改正大綱(検討事項)

原料用石油製品等に係る免税・還付措置の恒久化や本則化について、平成24年度税制改正において引き続き検討します。

経産省要望の概要

右に掲げる揮発油税、地方揮発油税及び石油石炭税の免税・還付措置について、本則化・恒久化を図る。

項 目	減収額(24年度見込み) [経済産業省試算]	創設時期	適用期限
石化用ナフサに係る揮発油税等の免税措置	36,372億円	昭和32年	なし
輸入・国産石化用ナフサ等に係る石油石炭税の免税・還付措置	984億円	昭和53年(注)	H24.3.31
ゴムの溶剤用等揮発油に係る揮発油税等の免税措置	7億円	昭和32年	なし
ゴムの溶剤用等みなし揮発油に係る揮発油税等の免税措置	35億円	昭和59年	なし
鉄鋼製造用等の特定用途石炭に係る石油石炭税の免税措置	513億円	平成15年	H25.3.31
国産アスファルト等に係る石油石炭税の還付措置	113億円	平成 9年	H25.3.31

(注)還付措置は平成元年創設。

留意点

【恒久化について(石油石炭税)】

- 石油石炭税は、石油及び石油製品の消費に広く負担を求め、石油備蓄等の石油対策の財源を確保する観点から創設された特定財源。
 - ⇒ 石油対策により裨益する者は等しく負担をすることが原則。ただし、石油化学業界の国際競争力等に配慮するという政策的配慮から、免税・還付の措置を講じている。(これまでも、その範囲等について必要な見直しを行っているところ。)
 - ⇒ 従って、その政策的な必要性等については、今後とも不断の見直しを行っていく必要があるため、期限付きの租税特別措置とする必要。

【本則化について(揮発油税等)】

- 揮発油税等の免税・還付措置は、今後の産業構造の変化や技術革新の程度等を踏まえ、石油化学業界に求められる国際競争力等に関する政策的評価を検証しつつ、その必要性を判断していく必要があり、本則化は不適當。

適格退職年金制度

23年度税制改正大綱（検討事項）

平成 24 年 3 月 31 日をもって廃止される適格退職年金制度に関し、事業主が存在しないなどの事情により企業年金制度等への移行が困難な適格退職年金契約について、平成 24 年度税制改正において現行の適格退職年金契約に係る税制上の措置を継続適用する措置を講ずるほか、関係府省において、受給権保護の観点から、未だ企業年金制度等への移行を行っていない適格退職年金契約の円滑な移行促進策を検討するなど適格退職年金制度の廃止に向けた取組みを進めます。

留意点

- 企業年金等への移行が出来ない、又は困難な適格退職年金が存在
 - ※ 企業年金等は受給者保護の義務を負う事業主の存在を前提としており、事業主が存在しない場合は企業年金等への移行が出来ない。
- 受給者保護の観点から、事業主が存在しないなどの事情により企業年金制度等への移行が困難な適格退職年金に、現行の適格退職年金契約に係る税制上の措置を継続適用することが必要。
- 上記のような事情の存在しない適格退職年金契約についても、受給者が不利益を蒙らないよう企業年金等への移行を促進することが必要。
 - ・ 開放型適格退職年金（加入者と受給者が存在）について、受託機関による個別の働きかけを実施
 - ・ 事業主の存在する閉鎖型適格退職年金（受給者のみが存在）について、確定給付企業年金への移行を促進するため、移行手続きの簡素化を実施（確定給付企業年金法施行規則改正（23年3月31日））

配偶者控除について

1. 平成 23 年度税制改正大綱（抄）

配偶者控除については、夫婦が生活の基本的単位である点を重視する考え方等から、その見直しに慎重な意見もありますが、雇用機会均等の理念から、制度が働き方の選択に対してできる限り中立的で公正なものとなるように見直すべきではないか、また、配偶者の家事労働には納税者本人にとっての経済的価値があり、配偶者の存在を担税力の減殺要因と捉えることは必ずしも適当ではないのではないか、という見直しに積極的な意見があります。

このような配偶者控除を巡る様々な議論、課税単位の議論、社会経済状況の変化等を踏まえながら、配偶者控除については、平成 24 年度税制改正以降、抜本的に見直す方向で検討します。

2. 「税目ごとの論点の深掘り」に関する議論の中間報告（専門家委員会）（平成 22 年 12 月 2 日）（抄）

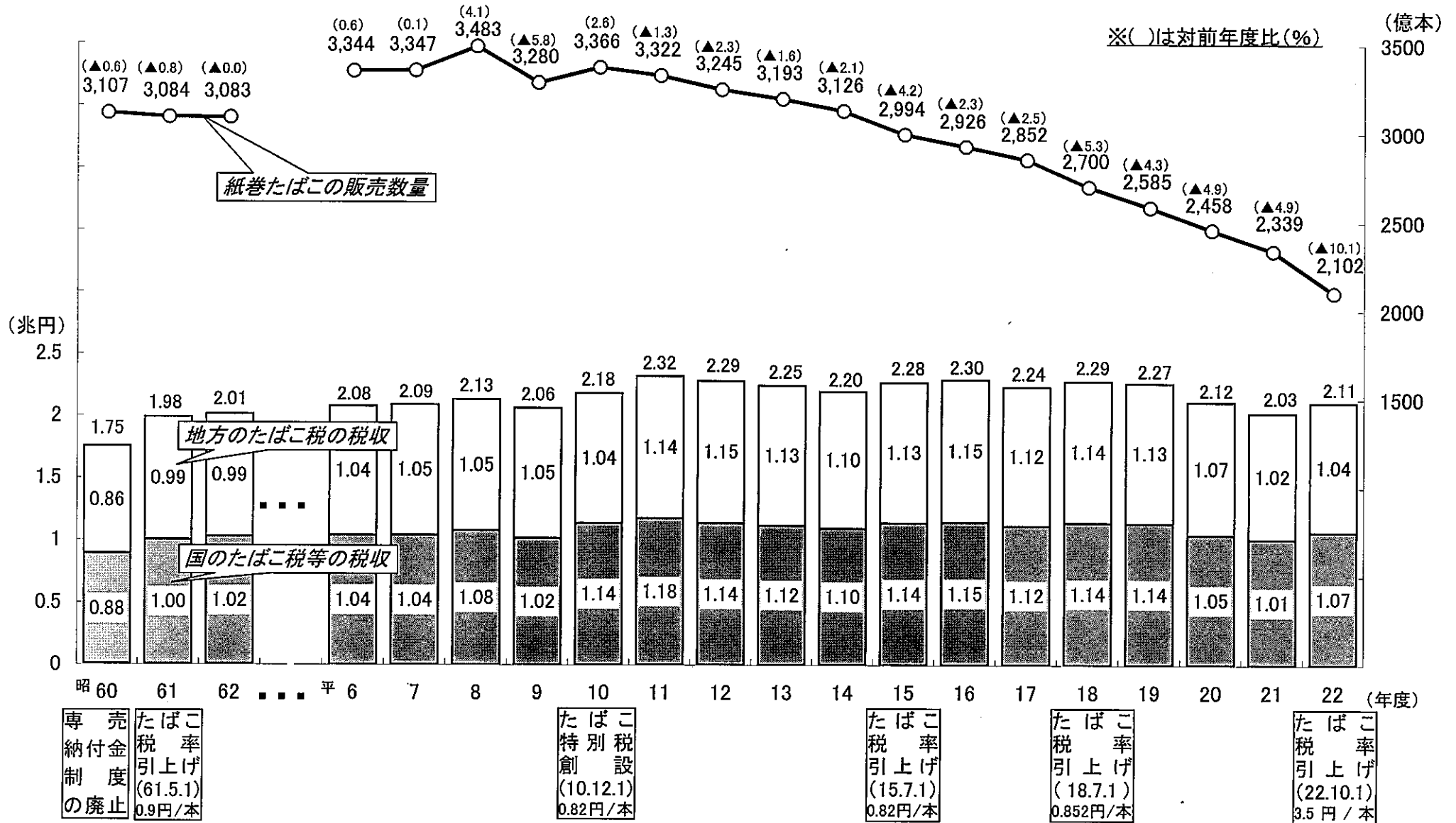
配偶者控除については、配偶者の家事労働には納税者本人にとっての経済的価値等があり、担税力の減殺要因と見ることは必ずしも適当ではない、あるいは、我が国における今後の長期的な労働力人口の減少や女性の就労実態の変化を踏まえれば、配偶者の就労に対して中立的な税制とする必要がある、といった観点から見直すべきとの意見があった。

一方で、配偶者控除を廃止しても必ずしも就労に対する中立性は確保されないとの意見や、夫婦が生活の基本的単位である点を重視する考え方や、配偶者を含めて一人一人が基礎控除を持っているとの考え方もあることから、控除の廃止については慎重に考えるべきとの意見があった。

3. 「民主党 平成 23 年度税制改正主要事項にかかる提言」(平成 22 年 12 月 6 日)(抄)

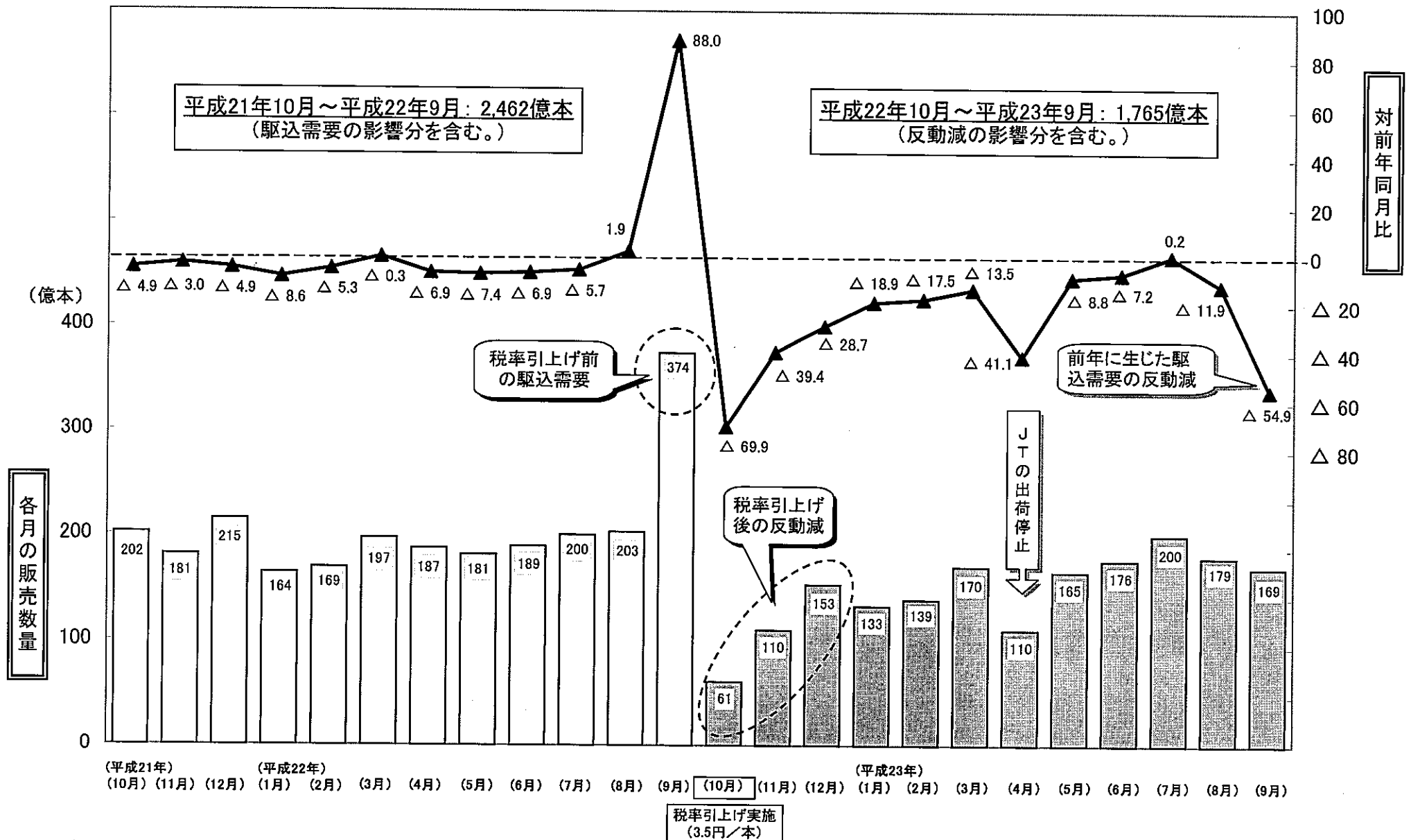
- 配偶者控除については、本来ライフスタイルの選択に中立な税制にどう変えていくかが議論の出発点のはずであり、特定の所得層を境目に働き方が制約されるべきではない。課税単位を世帯単位、個人単位のいずれにしていくのかという個人所得課税の根本的な議論もあり、所得、資産、消費を含む税制抜本改革の議論の中できちんと検討していくべき課題であり、来年度改正については慎重な判断を求める。
配偶者控除は、「控除から手当へ」という理念の中で検討されてきた。しかしながら、子ども手当の対象となる子どものいない世帯においては見合いの給付がなく、特にすでに子育てを終え年金で暮らしている世帯を中心に納得が得られるかどうかということ、家事労働への評価など、多くの論点が残されている。

たばこ税等の税金と紙巻たばこの販売数量の推移(実績)



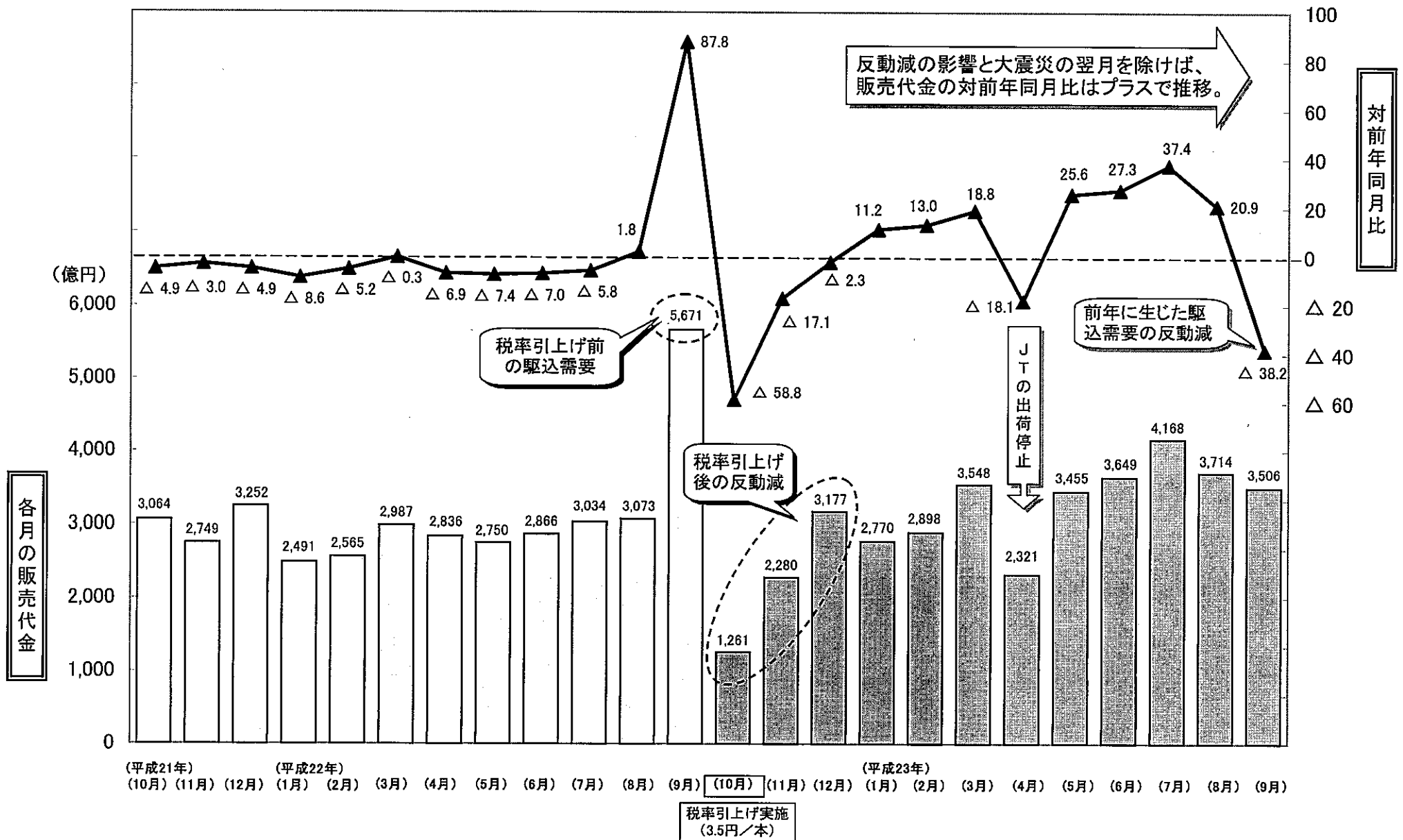
- (備考) 1. 国のたばこ税等の税金は決算額である。
 2. 地方のたばこ税の税金は平成21年度までは決算額、22年度は決算見込額である。
 3. 紙巻たばこの販売数量は日本たばこ協会調べによる販売実績である。

たばこ税率引上げに伴う定価改定前後の紙巻たばこの販売数量の動向



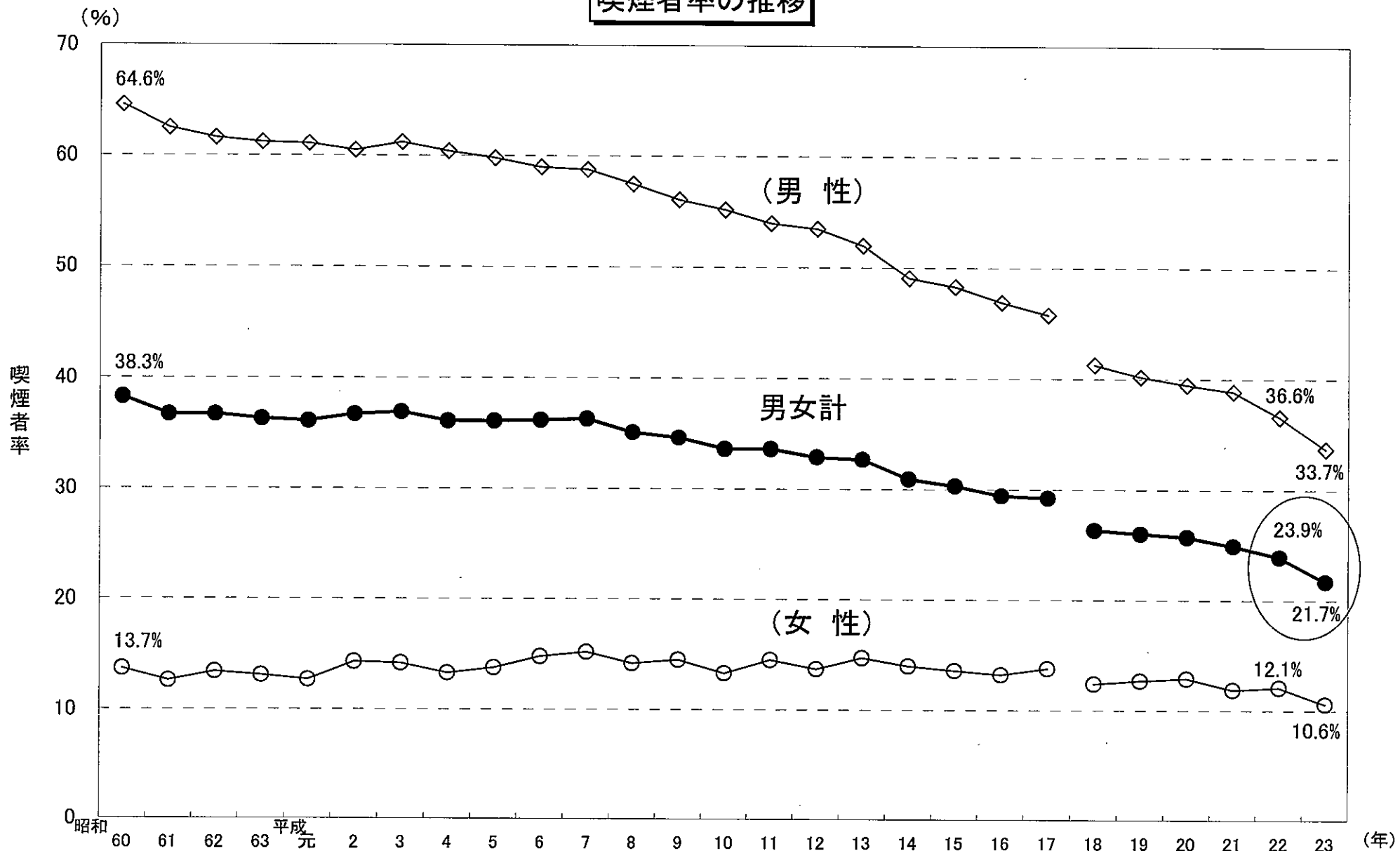
(備考) 日本たばこ協会調べによる。

たばこ税率引上げに伴う定価改定前後の紙巻たばこの販売代金の動向



(備考) 日本たばこ協会調べによる。

喫煙者率の推移



(備考) 1. 日本たばこ産業㈱の調査(平成14年まで及び19年~22年は5月調査、16年及び17年は6月調査、15年、18年及び23年は8月調査)による。
 2. 平成18年から調査方法及び標本数に変更されているため、前年までの数値と単純比較はできない。

番号制度導入に伴う税務分野における対応について

23年度税制改正大綱（検討事項）〔国税・地方税共通〕

社会保障・税に関わる番号制度については、「社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会」での議論と併せ、①法定調書の拡充、②税務当局への提出資料の電子データでの提出の義務付け、③税務行政における電子化の推進と情報連携の効率化、④法定調書への正確な番号記載の確保策、⑤税務情報についてのプライバシー保護の徹底策等の課題について積極的に検討を行います。

- 社会保障・税に関わる番号制度については、本年6月末の「社会保障・税番号大綱」に沿って、「可能な限り早期」に「番号法案」（仮称）を国会に提出すべく、準備が行なわれている状況。
- 番号制度導入に伴い税務分野において必要となる対応については、「番号法案」の具体化を受け、政府税制調査会において改めて検討していただくことが必要。

番号大綱における税務分野関連記述

○税務分野における「番号」の利用範囲

- ・ 「国税に関する法令の規定に基づき税務署長等に提出する書類への番号の記載及びこれに係る利用」
- ・ 「税務職員が適正かつ公平な国税の賦課及び徴収のために行う事務に係る利用」

○検討事項（主なもの）

- ・ 申告書・法定調書等の記載事項への「番号」の追加
- ・ 「番号」記載の具体的な開始時期
- ・ 「番号」の告知・本人確認に必要な規定の整備
- ・ 法定調書の拡充
- ・ 納税者利便の向上策 等

番号制度導入についての今後のスケジュール

（「社会保障・税番号大綱」（平成23年6月30日））

- ・ 本年秋以降 可能な限り早期に番号法案及び関連法案を国会に提出
- ・ 平成26年6月 個人に「番号」、法人等に「法人番号」を交付
- ・ 平成27年1月以降 社会保障分野、税務分野のうち可能な範囲で「番号」の利用を開始